恵那市所有の農地の貸付募集要項

次の農地について、貸付けの公募を行います。借受けを希望される方は、本要項を確認していただき、申し込みをしてくだい。

１．貸付対象物件

|  |  |
| --- | --- |
| 所在 | 面積 |
| 恵那市山岡町下手向８８１番３３２ | ２，５５５㎡ |
| 恵那市山岡町下手向８８１番３３３ | ４，５６５㎡ |

・物件は貸付けとし、市は修繕等の義務を負わないものとします 。

・恵那市が公用又は共のために使用する場合、貸付期間中であっても契約を解除ことがあります。

・貸付期間は１年単位によるものとし、原則として令和６年４月１日から令和１０年３月３１日までとします。

・貸付期間終了後は、貸付前の状態に回復して返還ください。

２．貸付料

貸付料は、１㎡あたり４．５円／年×貸付面積とします。（１０円未満切り捨て）

（１）貸付時において、貸付期間が１年未満であるときの貸付額は月割となります。

（２）貸付期間が１月に満たない場合は、貸付額に消費税が加算されます。

（３）貸付物件の価格が著しく上昇したとき、その他正当な理由があるときは、恵那市は借受人に対し、貸付額の改定を請求することができるものとします。

（４）契約解除及び途中返還等により使用期間に端数を生じても、市は賃貸料を返還しません。

　（５）賃貸料は毎年１２月２５日までに恵那市の発行する納入通知書により納付してください。

３．利用用途

農地に作付けする農作物は、栗とします。（栗は定植されているものに新植、改植を行い栽培してください。）

○貸付けできない又は解約の理由となる事例

・建物又は構築物等の建設を目的とする場合（栗の栽培に必要なものを除き、仮設含む。）

・貸付地内での営業行為を行う場合

・転貸する場合

・廃棄等を目的とする産業廃棄物及び残土等の置場として利用する場合

・その他、市有地の利用にふさわしくないと認められる場合

例）公序良俗に反する用途、その他社会通念上不適切であるもの

騒音、悪臭、振動の著しい場合など、管理又は環境保全上不適切であるもの

４．対象者

次に該当する方は申し込みできません。

（１）市内に住所を有する農業者（個人）又は農業生産法人（法人）以外の者

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に定める者又は同条第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で当該認定をした日から２年を経過しない者

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団又は警察当局から排除要請がある者

（４）市税の滞納がある者

５．貸付申込

（１）貸付期間

令和６年４月１日から令和１０年３月３１日まで

（２）申込方法

下記の書類に必要事項を記入・押印のうえ、必要書類を添えて受付期間内に農政課へ持参又は郵送してください。申し込みは先着順に受付します。

　　なお、受け付けた提出書類は返還しません。

①申込者が個人の場合

・貸付申込書（様式第１号）

・土地利用計画（計画図添付）（様式第２号）

・誓約書

・印鑑登録証明

・市税の完納証明書

②申込者が法人の場合

・貸付申込書（様式第１号）

・土地利用計画（計画図添付）（様式第２号）

・誓約書

・法人登記全部事項証明

（支店、支所が申し込みを行う場合で上記証明に記載がないときは営業の事実がわかる書類を添付すること）

・印鑑登録証明

・市税の完納証明書

(注)各種証明書は申込日から３ケ月以内に発行されたものに限ります。

（３）受付期間

令和６年２月２９日（木曜日）まで（郵送の場合は必着）

＊受付時間は土・日曜日・祝日を除く午前８時３０分から午後５時15分まで

（４）その他

申し込みは先着順に受付します。

６．相手方の決定

要件を満たす応募が多数あった場合は、応募者によるくじ引きで相手方を決定します。（くじ引きの日は該当者に直接案内します。）

７．契約の締結

標準様式は別に掲載していますので、あらかじめ確認してください。

８．貸付料の納付方法

契約締結後、市が発行する納入通知書により、指定期日までに貸付料全額（契約日から令和７年３月31日まで）を一括で納付してください。

９．契約の解除

次に掲げる場合に該当したときは、契約を解除します。

（１）借受人が、契約に定める義務を履行しないとき

（２）国、地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用に供するため、貸付財産を必要とするとき

（３）借受人が、上記４（１）から（４）に定める要件に該当したとき

（４）上記３の利用用途に沿って利用されていないとき

１０．返還時の条件

貸付期間の満了により契約が終了する場合は、その期日までに、借受人の責任と負担において、貸付物件を原状に回復して返還してください。

１１．その他

契約書に添付する収入印紙、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、借受人の負担となります。

１２．申込先及び問い合わせ

　　　５０９－７２９２

　　　　岐阜県恵那市長島町正家一丁目１番地１

　　　　恵那市農林部農政課農業振興係（担当：西尾（賢）、稲垣）

　　　　電話　０５７３－２６－２１１１（内線３６９、３７２）